

直轄事業負担金制度の廃止に向けた工程表（素案）

平成22年1月14日
直轄事業負担金制度等に関する
ワーキングチーム決定

○平成21年度

- ・平成21年度分の直轄事業負担金について、当初予定額通知の内容を見直すこととし、都道府県等に対し詳細な内訳書を提示する。

○平成22年度

- ・直轄事業負担金制度の廃止への第一歩として、次期通常国会に、平成22年度から維持管理に係る負担金制度を廃止する法案を提出する。ただし、経過措置として、平成22年度に限り、維持管理のうち特定の事業に要する費用については、その対象を明確にした上で、地方から負担金を徴収する（平成23年度には維持管理費負担金を全廃する）。
- ・維持管理に係る土地改良事業については、農業者等の受益者負担を維持しつつ、都道府県負担分を廃止し、関連する政令を改正する。
- ・直轄事業負担金の業務取扱費を全廃し、併せて公共事業に係る補助金の事務費も全廃する。

○平成22年度～平成25年度まで

- ・直轄事業負担金の問題は、国と地方の役割分担の在り方や今後の社会資本整備の在り方等、地域主権の実現に関する様々な課題と密接に関連するため、これとの整合性を確保しながら、関連する諸制度の取扱いを含めて検討を行い、マニフェストに沿って現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方について結論を得る。
このため、本ワーキングチームにおいて、必要に応じ地方の意見を聞きながら、検討を進める。